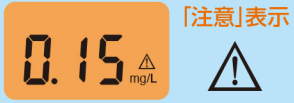



FM-129 [アルコールチェッカー]

- ✓ 日本の基準に合わせたmg/L表示を採用!
- ✓ 呼気中のアルコール濃度を測定!
- ✓ 携帯に便利なスリムタイプ!

測定の値によって警告表示が点灯

0.15 ≤ 測定値 < 0.25mg/L	0.25mg/L ≤ 測定値
 <p>「注意」表示</p>	 <p>「危険」表示 警告音 ピーッピーッ!</p>

※イラストはイメージです。実際のものとは画面表示が多少異なる場合があります。ご了承ください。



約5秒
息吹きかけ



品名	アルコールチェッカー
品番	FM-129
JAN	4968124-217222
サイズ(mm)	約幅34×高102×厚18
パッケージサイズ(mm)	約高126×幅78×奥22
重量(g)	1個 約21 (電池含まず)
材質	本体:ABS
箱入数(箱)	100

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

令和4年 4月1日施行	検知器を用いなくてもよいが 酒気帯びの確認・記録の 保存が義務化	令和4年 10月1日施行	検知器を用いて 酒気帯びの確認・記録の 保存が義務化
------------------------	--	-------------------------	----------------------------------

- ✓ アルコール検知器の備え付け
- ✓ アルコール検知器を常時有効な状態での保持
- ✓ アルコール測定のルール決め
- ✓ アルコール検知器を利用した酒気帯びの有無確認
- ✓ 記録を1年間残す方法



飲酒運転の「酒気帯び運転」と「酒酔い運転」の定義

■酒気帯び運転 0.15mg以上0.25mg未満※		■酒気帯び運転 0.25mg以上※		■酒酔い運転	
点数	13点	点数	25点	点数	35点
処分内容	免許停止	処分内容	免許取消	処分内容	免許取消
欠格・停止期間	90日	欠格・停止期間	2年	欠格・停止期間	3年

※呼気1リットル辺りのアルコール量

※呼気1リットル辺りのアルコール量

※飲酒運転は摂取量に関わらず、法律（道路交通法第65条第1項）で禁止されています。本製品は飲酒の有無に対する判断材料の一つであり、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に関わらず、飲酒者が運転や機器の操作等を行った場合に発生した問題について、本製品の製造者および販売に携わる全ての関係者は一切の責任を負いません。